

2026年6月19日

各位

会社名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 代表執行役社長 荻野 明彦
(コード番号 8601 東証プライム・名証プレミア)

グループ従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

株式会社大和証券グループ本社（以下、当社）は、2026年4月3日に大和証券グループ（以下、当社グループ）の従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金拠出制度。以下、本制度）の導入を公表いたしました。本日開催の執行役員会において、当社グループの社員に対して、当社グループの従業員持株会である大和持株会（以下、本持株会）を通じた株式の付与を決定し、下記のとおり、本持株会を割当予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下、本自己株式処分）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

| | |
|--------------------|--|
| (1) 払込期日 | 2026年7月22日 |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 891,034株（注） |
| (3) 処分価額 | 1株につき 1,517円 |
| (4) 処分価額の総額 | 1,351,698,578円（注） |
| (5) 割当予定先 | 大和持株会 891,034株 |
| (6) 処分方法 | 第三者割当の方法による |
| (7) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件としております。 |

（注）「処分する株式の株式数」及び「処分価額の総額」は、本制度の対象となり得る当社グループの社員の全てが本持株会に入会した場合に見込まれる本日時点での上限株数及び金額のため、変更になる可能性があります。

2. 処分の目的及び理由

2026年4月3日付け「グループ従業員持株会を通じた「特別奨励金拠出制度」の導入について」のとおり、当社は、未加入の社員に対して本持株会への加入を促すことで、当社株式を保有する機会を広げ、より多くの社員が株価上昇や配当の恩恵を享受することで、株価上昇や企業価値向上に対する社員の意識をより一層高めることを目的として、本制度の導入を決定いたしました。

本制度は、当社が対象会員に1名当たり10万円の特別奨励金を支給し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大891,034株を本持株会へ処分する予定です。対象会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に対象会員による金銭の拠出は

ありません。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、本日現在の発行済株式総数1,569,378,772株に対する割合は0.06%であり、2026年3月31日現在の総議決権個数13,849,412個に対する割合は0.06%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）となります。

本制度の導入は、当社グループの社員の勤労意欲高揚による当社グループの企業価値の増大に寄与するものと考えており、本自己株式処分による株式の希薄化の規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しております。

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本持株会を通じた株式付与のために対象会員に支給された特別奨励金を払込資金として、対象会員が本持株会に拠出して行われるものです（以下、本スキーム）。処分金額につきましては、恣意性を排除した金額とするため、2026年6月18日（執行役会決議日の前営業日）までの30営業日間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値である1,517円としております。これは、執行役会決議日に近接した時期の市場株価の平均値であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象会員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。なお、この処分金額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

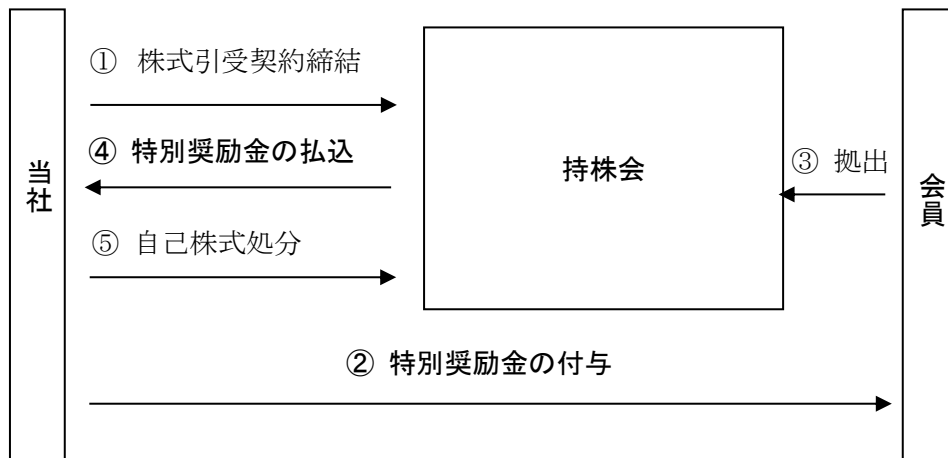
| 期間 | 終値平均（円未満切捨て） | 乖離率 |
|-----------------------------|--------------|--------|
| 1ヶ月（2026年5月19日～2026年6月18日） | 1,530円 | -0.85% |
| 3ヶ月（2026年3月19日～2026年6月18日） | 1,517円 | 0.00% |
| 6ヶ月（2025年12月19日～2026年6月18日） | 1,514円 | 0.20% |

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

【本スキームの仕組み】



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受に関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社が本持株会の会員に特別奨励金を付与します。
- ③ 本持株会の会員は、本持株会に対し特別奨励金を抛出します。
- ④ 本持株会は会員から抛出された特別奨励金を取り纏め、第三者割当の払込みを行います。
- ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。

以上